

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定による等級等ごとの職員の数をお知らせします。

○行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	75	24.3%	主事	66	75	24.3%	係員級 (主事級)
				技師	7			
2級	主任の職務	59	19.1%	主任	59	59	19.1%	係員級 (主任級)
3級	主査の職務	54	17.5%	主査	54	54	17.5%	係長級
4級	主任主査の職務	30	9.7%	主任主査	30	30	9.7%	
5級	総括主査又は副主幹の職務	45	14.6%	副主幹	1	1	0.3%	副主幹級
				総括主査	44	44	14.2%	課長補佐級
6級	課長、室長、委員会等の事務局の長(教育次長及び議会事務局長を除く。)、支所等の所長若しくは館長又は主幹の職務	36	11.7%	主幹	0	0	0.0%	主幹級
				課長	30	36	11.7%	課長級
				所長	4			
				局長	2			
7級	部長、会計管理者、教育次長、議会事務局長、事務所の所長又は参事の職務	10	3.2%	参事	1			
				部長	6	9	2.9%	部長級
				会計管理者	1			
				教育次長	1			
				議会事務局長	1			
合計		309	100.0%					

○医療職給料表

医療職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士の職務					0	0%	係員級 (主事級)
2級	高度の知識又は経験を必要とする栄養士の職務					0	0%	係員級 (主任級)
3級	主任栄養士(4級に掲げる主任栄養士を除く。)の職務					0	0%	係員級 (主査級)
4級	高度の知識又は経験を必要とする主任栄養士の職務	1	100%	主任栄養士	1	1	100%	係長級
合計		1	100%					

医療職給料表(3)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	保健師又は看護師の職務					0	0%	係員級 (主事級)
2級	高度の知識又は経験を必要とする保健師又は看護師の職務	3	27.3%	保健師	3	3	27.3%	係員級 (主任級)
3級	主任保健師の職務	6	54.5%	主任保健師	6	6	54.5%	係長級
4級	総括保健師又は高度の知識若しくは経験を必要とする主任保健師の職務	2	18.2%	主任保健師 総括保健師	2 ※2	2	18.2%	
5級	保健師長の職務			保健師長	※2			課長級
合 計		11	100%					

※保健師長及び総括保健師は行政職の職務と兼務であり、行政職給料表でカウントしています。

○労務職員給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	運転技士、給食調理員、用務員 又は業務員の職務		0.0%			0	0.0%	係員級 (主事級)
2級	相当の技能若しくは経験を必要とする運転技士、給食調理員、 用務員又は業務員の職務	2	7.4%	運転技師 業務員	1 1	2	7.4%	係員級 (主任級)
3級	高度の技能若しくは経験を必要とする運転技士、給食調理員、 用務員又は業務員の職務	2	7.4%	主任用務員	2	2	7.4%	係長級
4級	特に高度の技能若しくは経験を必要とする運転技士、給食調理員、 用務員又は業務員の職務		0.0%	主任用務員		0	0.0%	
5級	車庫長若しくは副車庫長の職務 又は4級に掲げられた職務で特に市長が定める職務	23	85.2%	主任運転技士 主任用務員 主任業務員	4 14 5	23	85.2%	課長補佐級
合 計		27	100%					

総 合 計	348
-------	-----

※三役(常勤の特別職)は、含みません。

※再任用フルタイム勤務職員(4人)及び再任用短時間勤務職員(11人)は、数に含んでいます。

※公営企業職員(22人)及び一部事務組合職員(11人)については、定員管理、等級管理等を市で行っていることから数に含んでいます。